

都におけるフォスタリング業務の現行

フォスタリング業務の定義

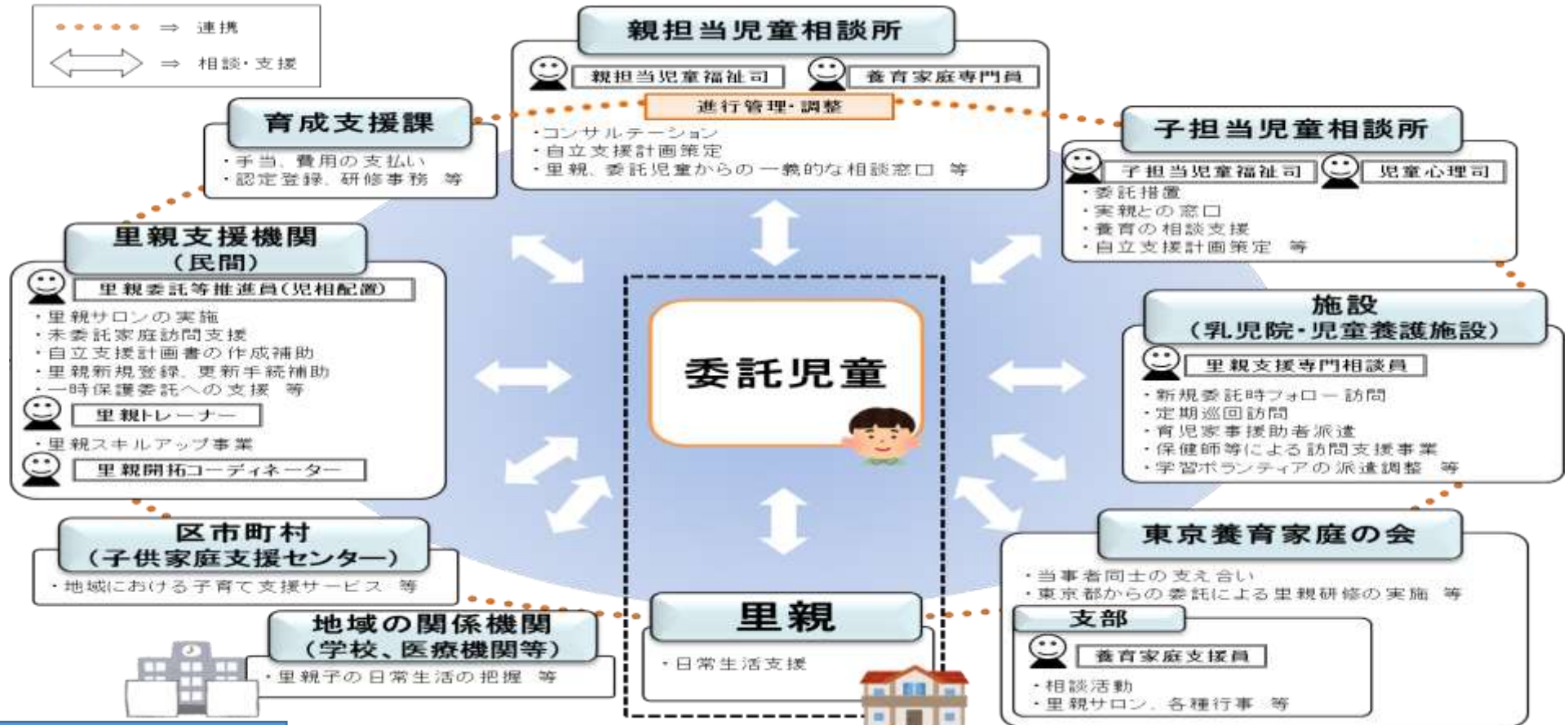
○児童福祉法第11条第4項に規定された里親支援事業

➢国の示すフォスタリング機関・業務に関するガイドラインにおいては、具体的には、以下のような業務が列挙されている。

- ①里親のリクルート及びアセスメント【親担当児童相談所、里親支援機関(里親開拓コーディネーター)、施設】
- ②登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修【都育成支援課(東京養育家庭の会に委託して実施)、里親支援機関(里親トレーナー等)】
- ③子どもと里親家庭のマッチング【子担当児童相談所、親担当児童相談所】
- ④里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。【児童相談所、都育成支援課、里親支援機関、施設、東京養育家庭の会、里親等】)

都におけるフォスタリング業務の現行

○都は、チーム養育体制により、児童相談所の進行管理・調整のもと、関係機関がチームで養育を行う体制を整備・推進



児童相談所(親担当)の役割

- 認定・登録にかかる調査(新規・更新時訪問) ○交流・委託までの支援(引き合わせ立会い 状況把握・助言 カンファレンス) ○委託後の支援(状況把握・助言 自立支援計画 交流会等運営 レスパイト相談)
- 関係機関との連携・情報共有(子家センターへの情報提供と連携 学校等訪問 里親支援専門相談員等との連絡会開催等) ○普及啓発(養育体験発表会等の調整等)